

西宮市感染症予防計画（概要）

【策定の趣旨】

今般、令和2年からの3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、

- ① 新興感染症等の発生予防、まん延防止のための対策の方向性を示す
- ② 平時より新興感染症発生時等における庁内、関係機関、関係団体等の役割分担を明確化することで迅速な対応を図ることで、一層の感染症対策を推進させる。

【計画期間】

令和6年度～令和11年度

（但し、感染症を取り巻く状況の変化により改正が必要な場合は速やかに改正する）

【施行日】

令和6年4月1日

第1

本予防計画の法的な位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項に基づき、保健所設置市が予防計画を定める。

第2

感染症対策の基本的な方向

平時から感染症の発生予防やまん延防止に重点を置いた事前対応型行政、感染症の予防や治療に重点を置いた対策など、関係団体、関係機関等と協力しながら感染症対策の推進を図るための基本的な方向性を示す。

第3

感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

感染症発生動向調査に係る情報収集・関係団体との連携、病院及び社会福祉施設等における感染防止の徹底、良質で適切な医療の提供による早期治療、積極的疫学調査の実施等による社会へのまん延防止、指定感染症及び新感染症への対応等について示す。

第4

感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

感染症対策における情報基盤の整備、情報収集・調査・研究の推進体制の確立、関係機関・関係団体との連携について示す。

第5

病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

保健所における感染症の病原体等検査体制等の強化等について示す。

第6

感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

新興感染症の発生・まん延に備え、入院、発熱外来、後方支援等に係る医療提供体制の整備等について示す。

第7

感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

感染症の患者の移送のための体制の確保について示す。

第8

宿泊施設の確保に関する事項

新興感染症発生・まん延時における宿泊療養体制の整備等について示す。

**第9
外出自粛対象者の療養生活等の環境整備に関する事項**

新興感染症発生・まん延時における外出自粛対象者の療養生活に係る環境整備、医療提供体制等について示す。

**第10
感染症の予防に関する人材の育成に関する事項**

保健所、医療機関等における感染症に関する人材育成・養成について示す。

**第11
感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項**

感染症の発生予防及びまん延防止に関する保健所の体制の確保及び取組等について示す。

**第12
国、県及び市町相互間の連絡・連携体制及び総合調整・指示の方針**

緊急時における国、県及び市町相互間の連絡・連携体制、県知事等による総合調整・指示に関する方針について示す。

**第13
緊急時における市の危機管理体制に関する事項
(市独自)**

市における危機管理体制、広報、ICT活用、職員の臨時配置等について示す。

**第14
感染症の予防に関する保育所・学校園等の体制の確保に関する事項
(市独自)**

保育所・学校園等における感染防止、感染症発生時の対応、保護者が陽性者になった場合の濃厚接触者である子ども・児童生徒への対応等を示す。

**第15
感染症の予防に関する福祉施設等の体制の確保及び高齢者等の生活支援体制に関する事項 (市独自)**

福祉施設等における感染防止、感染症発生時の対応、在宅における高齢者等の生活支援体制について示す。

**第16
感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項**

感染症に関する予防啓発と人権の尊重のための方策等について示す。

**第17
その他感染症の予防の推進に関する重要事項**

動物由来感染症対策、外国人に対する情報提供、薬剤耐性対策、SDGsとの関連等について示す。

詳しくはこちら (西宮市HP)



西宮市 保健所 保健総務課
0798-35-3301

